

## 船舶事故調査報告書

平成27年1月8日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成26年8月29日 02時15分ごろ～03時35分ごろの間）
発生場所	千葉県南房総市の白浜西部漁港南西方沖 南房総市所在の野島埼灯台から真方位271° 2.5海里付近 （概位 北緯34° 54.1′ 東経139° 50.3′）
事故調査の経過	平成26年8月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 恒丸 <sup>つね</sup> 、0.8トン CB3-82939（漁船登録番号）、個人所有 7.24m (Lr) × 1.80m × 0.56m、FRP ガソリン機関、60kW（動力漁船登録票による）、昭和62年7月13日
乗組員等に関する情報	船長 男性 77歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年2月14日 免許証交付日 平成26年4月14日 （平成31年7月16日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	漁労機器及び船外機の濡損等
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成26年8月29日未明、白浜西部漁港（以下「本件漁港」という。）を出港した。 僚船船長（以下「僚船船長A」という。）は、02時15分ごろ本件漁港南西方沖において、揚網中の本船の灯火を視認した後、本件漁港に戻り、漁獲物を漁網から外す作業を行っていたが、本船が戻らないので、本件漁港を出港する準備を行っていた僚船船長（以下「僚船船長B」という。）に様子を見てくるよう依頼した。 僚船船長Bは、03時30分ごろ本件漁港を出港し、03時35分ごろ、本件漁港南西方沖において、無人の状態で転覆している本船らしき船体を発見した。

	<p>僚船船長Bは、僚船船長Aへ連絡し、僚船船長Aが、他の仲間と共に本件漁港南西方沖へ向かい、本船であることを確認し、118番及び119番へ通報した。</p> <p>本船は、海上保安庁の巡視艇により、09時00分ごろ、転覆した状態のまま、千葉県館山市の富崎漁港へえい航され、クレーンで引き起こされた。</p> <p>船長は、13時46分ごろ、捜索を行っていた航空機により、本件漁港南方沖1,200m付近で漂流しているところを発見され、海上保安庁の巡視艇に揚収されて病院へ搬送され、溺水の吸引と検案された。</p>																																																										
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り</p> <p>鴨川地域気象観測所の8月29日02時20分～03時30分における気象観測値</p> <table border="1" data-bbox="549 777 1134 1281"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻</th> <th rowspan="2">気温</th> <th colspan="4">風向・風速(m/s)</th> </tr> <tr> <th>平均</th> <th>風向</th> <th>最大瞬間</th> <th>風向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>02:20</td> <td>21.4</td> <td>2.1</td> <td>WNW</td> <td>4.7</td> <td>NW</td> </tr> <tr> <td>02:30</td> <td>21.4</td> <td>1.8</td> <td>NW</td> <td>3.2</td> <td>NW</td> </tr> <tr> <td>02:40</td> <td>21.4</td> <td>1.9</td> <td>WNW</td> <td>3.5</td> <td>NW</td> </tr> <tr> <td>02:50</td> <td>21.4</td> <td>1.7</td> <td>W</td> <td>3.2</td> <td>WNW</td> </tr> <tr> <td>03:00</td> <td>21.3</td> <td>2.4</td> <td>W</td> <td>5.0</td> <td>W</td> </tr> <tr> <td>03:10</td> <td>21.3</td> <td>3.0</td> <td>W</td> <td>4.9</td> <td>W</td> </tr> <tr> <td>03:20</td> <td>21.3</td> <td>2.6</td> <td>W</td> <td>5.7</td> <td>W</td> </tr> <tr> <td>03:30</td> <td>21.2</td> <td>2.8</td> <td>WNW</td> <td>5.1</td> <td>WNW</td> </tr> </tbody> </table> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期、水温 約26℃</p>	時刻	気温	風向・風速(m/s)				平均	風向	最大瞬間	風向	02:20	21.4	2.1	WNW	4.7	NW	02:30	21.4	1.8	NW	3.2	NW	02:40	21.4	1.9	WNW	3.5	NW	02:50	21.4	1.7	W	3.2	WNW	03:00	21.3	2.4	W	5.0	W	03:10	21.3	3.0	W	4.9	W	03:20	21.3	2.6	W	5.7	W	03:30	21.2	2.8	WNW	5.1	WNW
時刻	気温			風向・風速(m/s)																																																							
		平均	風向	最大瞬間	風向																																																						
02:20	21.4	2.1	WNW	4.7	NW																																																						
02:30	21.4	1.8	NW	3.2	NW																																																						
02:40	21.4	1.9	WNW	3.5	NW																																																						
02:50	21.4	1.7	W	3.2	WNW																																																						
03:00	21.3	2.4	W	5.0	W																																																						
03:10	21.3	3.0	W	4.9	W																																																						
03:20	21.3	2.6	W	5.7	W																																																						
03:30	21.2	2.8	WNW	5.1	WNW																																																						
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、本船の漁網が海底の岩などに根掛かりした状態で発見され、船体等に損傷は見られず、漁網の一部が揚網機のローラに掛かっていた。</p> <p>船長は、泳ぎが達者であり、本船での漁業に長年携わっており、健康状態に問題はなく、発見時、青色のカップ上下を着用していたものの、救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>海図(W90)によれば、本事故発生場所付近の海域には、5mの等深線が引かれており、洗岩及び干出岩が散在している。</p> <p>船長が所属する漁業協同組合の担当者によれば、本事故発生場所付近は、海上が<sup>なぎ</sup>凪の状態でも、かなり波が立つことがあり、漁網を仕掛ける人が少ない場所であった。</p>																																																										
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p>																																																										

<p>判明した事項の解析</p>	<p>船長は、溺死した。</p> <p>本船は、本件漁港南西方沖で、02時15分ごろ目撃された後、03時35分ごろ無人の状態に転覆しているところを発見されており、漁網が、揚網機のローラに掛かっており、また、海中に根掛かりした状態であったことから、この間において、揚網作業中に転覆し、船長が落水した可能性があると考えられる。</p> <p>本事故発生場所付近は、凧の時でも波が立つことがある場所であることから、本船は波を受けて転覆した可能性があると考えられるが、転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、本件漁港南西方沖で揚網作業中に転覆し、船長が落水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>本事故後、本件組合は、次の改善措置を採った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日頃から救命胴衣着用の徹底を指導しているものの、再度、広報誌等により着用の徹底を促した。</li> </ul> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救命胴衣を着用すること。</li> <li>・浅所では、沖からの波やうねりが隆起する場合がありますので、注意すること。</li> </ul>